

令和8年度採用金沢市会計年度任用職員(生活保護就労支援相談員)

募集要項

1. 採用予定人員等

区分	業務内容	採用予定人数
生活保護就労支援相談員	生活保護受給者に対する就職活動への支援、助言、その他関連業務	1名程度

2. 勤務条件等

項 目	内 容
任 用 期 間	採用日から令和9年3月31日まで ※ 面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。再度の任用は原則4回まで(最長で令和13年3月末まで。11月1日以降に採用の場合は、最長で令和14年3月末まで) ※ 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。(地方公務員法第22条の2第7項) なお、再度任用した場合も同様です。
勤 務 場 所	金沢市生活支援課(金沢市広坂1-1-1 第一本庁舎1階)
勤 務 時 間	週29時間 〔例〕6時間(9:00～16:00)×4日 + 5時間(9:00～15:00)×1日 ※ 休憩時間が60分あります。
休 日 等	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)
報酬月額等	報酬月額 163,900円～190,300円(予定) ※ 報酬月額は学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※ 再度の任用の際に前年度分の本市の勤務年数を加算します。 (加算には上限があります。) その他、期末手当〔6月1日及び12月1日を基準日とし、基準日以前6か月以内の在職期間に応じて、6月期及び12月期にそれぞれ最大1.2625月分〕・勤勉手当〔6月1日及び12月1日を基準日とし、基準日以前6か月以内の在職期間に応じて、6月期及び12月期にそれぞれ最大1.0625月分〕・通勤手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。 ※ 報酬月額、期末勤勉手当等は条例改正等により変更されることがあります。
休 暇	年次有給休暇、特別休暇(忌引・夏季休暇など)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

3. 受験資格

年齢、学歴、性別は問いませんが、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4. 必要な経験等

就職、就労支援業務の経験があることが望ましい。

5. 選考方法・面接日・結果発表等

選考方法	面接日・面接会場	結果発表
応募書類の審査及び個人面接	随時 金沢市第二本庁舎 (金沢市柿木畠1番1号)	面接後10日程度

※ 集合時間等の詳細については、別途お知らせします。

※ 結果については、合否を問わず、受験者全員に郵送で通知します。

6. 応募方法

提出書類	電話連絡の上、金沢市会計年度任用職員（生活保護就労支援相談員）採用試験申込書を下記提出先へ郵送または持参してください。 ※ 申込書は市のホームページからダウンロードすることができます。 また、生活支援課（金沢市第一本庁舎1階）でも交付します。
提出先	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市福祉健康局生活支援課 ※ 封筒の表に「会計年度任用職員（生活保護就労支援相談員）希望」と朱書きしてください。
受付期間	随時 ※ 受付時間は9時から17時45分までとなります。 ※ 土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

【注意事項】

- (1) 提出された書類は一切返却しません。
- (2) 提出書類及び採用試験時に取得した個人情報、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
- (3) 会計年度任用職員（生活保護就労支援相談員）採用試験申込書は必ず本人が記入してください。

問い合わせ先 金沢市福祉健康局 生活支援課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL(076)220-2292